

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) / \text{派遣料金の平均額}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

1. 対象期間 平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

2. マージン率等

No.	項目	数値等	備考
1	派遣労働者の数	50	派遣労働者の数（1日平均）
2	派遣先の件数	20	派遣先の実数
3	労働者派遣の料金	¥15,600	労働者派遣に関する料金額の平均（1日8時間あたりの額）
4	派遣労働者の賃金	¥11,300	派遣労働者の賃金の平均（1日8時間あたりの額）
5	マージン率	27.6%	下記【マージン率に含まれるもの】を参照

【マージン率に含まれるもの】

- 雇用主負担となる労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料
- 労働者が有給休暇または慶弔休暇を取得した際に支払う賃金（派遣先に請求できない費用）
- 労働者の健康診断費用
- 社員の健康維持、モチベーションアップのための福利厚生費
- 営業、管理、採用活動等の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- 事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、求人広告費等をはじめとする諸費用
- 営業利益などが含まれております。